

IASB、「IFRSの年次改善」(2018年-2020年サイクル)を公表

国際会計基準審議会 (IASB) は2020年5月14日、「IFRSの年次改善」(2018年 - 2020年サイクル) を公表した。このIFRSの年次改善には、4つの基準書に関連する改訂 (以下「本改訂」という) が含まれている。



ポイント

【本改訂の概要】

- IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」にD13A項を追加したことにより、すでにIFRSに移行済みの会社の子会社、関連会社および共同支配企業が、その資産負債を親会社等のIFRS移行日に基づいて測定することを選択していた場合、換算差額累計額の測定についても同様の扱いとできる旨が明確化された。
- IFRS第9号「金融商品」B3.3.6項の修正により、金融負債の認識の中止に関する定量的判定基準である10%テストに含めるべき手数料及びコストは、借手・貸手間で受け払いされる手数料及び借手又は貸手が他方に代わって受け取った、又は支払った手数料のみである旨が明確化された。
- IAS第41号「農業」22項から、公正価値の測定にあたりキャッシュ・フローの見積りには税金を含めないこととする要求事項が削除された。

その他、IFRS第16号「リース」の設例の修正が併せて行われている。

改訂内容の要約

【概要】

IFRSの年次改善プロジェクトは、緊急度は低いものの、必要不可欠とIASBが考えるIFRSの改訂を蓄積し、まとめて改訂を行うものである。このたびのIFRSの年次改善は、IFRSの年次改善プロジェクト（2018-2020年サイクル）の成果として2019年5月に公開草案が公表されており、寄せられたコメントを踏まえた再審議を経て最終化されたものである。

改訂する基準書	改訂の概要	適用日
IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」		
親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合の、換算差額累計額	<p>背景</p> <p>IFRS第1号D16項(a)は、親会社より後に子会社が初度適用企業となる場合、親会社のIFRS移行日に基づいて親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額により当該子会社が「資産及び負債」を測定することを認めている。ここで、資本項目である在外営業活動体に係る換算差額累計額についても「資産及び負債」と同様に実務上の救済措置を設けるため、IFRS第1号を改訂し、同項の免除規定の範囲を換算差額累計額にも広げることが求められていた。</p> <p>改訂内容</p> <p>本改訂で追加されたD13A項により、IFRS第1号D16項(a)を適用する子会社は、連結手続及び親会社が当該子会社を取得した企業結合の影響について何の修正も行われなかった場合に、D12項又はD13項を適用する代わりに、親会社のIFRS移行日に基づいて親会社の連結財務諸表に含められていたであろう帳簿価額により、すべての在外営業活動体の換算差額累計額を測定することができる旨が明確化された。なお、この取扱いは、D16項(a)を適用する関連会社又は共同支配企業にも適用される。</p>	<p>2022年1月1日以降開始する事業年度から適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p> <p>早期適用する場合には、その旨を開示することが要求される。</p>
IFRS第9号「金融商品」		
金融負債の認識の中止に関する10%テストに含めるべき手数料及びコスト	<p>背景</p> <p>IFRS第9号は、現在の借手と貸手との間で、大幅に異なる条件による負債性金融商品の交換が行われた場合、又は、現存する金融負債若しくはその一部分の条件の大幅な変更が行われた場合は、従前の金融負債の認識を中止し、かつ新しい金融負債を認識することを求めている。ここで、大幅に条件が異なる、とは、新たな条件によるキャッシュ・フローの割引現在価値（受取手数料を控除後の支払手数料を含み、当初の実効金利で割り引く）が、当初の条件下でのキャッシュ・フローの割引現在価値と比較して少なくとも10%異なる場合をいう（10%テスト）。</p> <p>改訂内容</p> <p>本改訂でB3.3.6項が修正されたことにより、10%テストを実施するにあたり、次の手数料のみを含めることが明確化された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 借手・貸手間で受け払いされる手数料 ■ 借手又は貸手が他方に代わって受け取った、又は支払った手数料 	<p>2022年1月1日以降開始する事業年度から適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p> <p>早期適用する場合には、その旨を開示することが要求される。</p> <p>本改訂は、本改訂を最初に適用する事業年度の期首以降に行われる金融負債の条件の変更又は交換に適用される。</p>

IAS第41号「農業」		
公正価値測定における税金に関するキャッシュ・フローの取扱い	<p>背景</p> <p>IAS第41号22項は、生物資産の公正価値を測定するためにキャッシュ・フローを見積る際に、税金に係るキャッシュ・フローを含めないこととしている。</p> <p>一方で、2008年5月のIAS第41号の改訂において、生物資産の公正価値の測定にあたり割引キャッシュ・フロー（DCF）法を採用する場合、税引前の割引率を用いるとする要求事項が削除された。この改訂により、公正価値の測定に使用する割引率は税引前か税引後のいずれかとなるのに対して、キャッシュ・フローの見積りにあたっては税金に係るキャッシュ・フローを含めないこととされているため、公正価値の測定に使用する割引率の取扱いとキャッシュ・フローの取扱いが不整合となっていた。</p> <p>改訂内容</p> <p>本改訂は、上記の問題を解決するため及びIFRS第13号「公正価値測定」における取扱いと整合性を図るため、IAS第41号22項を改訂し、公正価値の測定にあたりキャッシュ・フローの見積りには税金を含めないこととする要求事項を削除した。</p>	<p>2022年1月1日以降開始する事業年度から適用される。</p> <p>早期適用は認められる。</p> <p>早期適用する場合には、その旨を開示することが要求される。</p>

併せて、IFRS第16号の設例について、下記の修正が行われた。

IFRS第16号「リース」		
IFRS第16号設例の改訂	<p>背景</p> <p>IFRS第16号に付属する設例13（IE5）では、借手がリースを締結することのインセンティブとして、借手に生じる賃借設備改良費を貸手が補償するケースを扱っているが、この補償がIFRS第16号に規定される「リース・インセンティブ」には該当しないとの説明が付されており、かつその根拠が不明瞭なため、実務に混乱を生じさせる可能性が指摘されていた。</p> <p>改訂内容</p> <p>本改訂により、IFRS第16号に付属する設例13から、借手が行う賃借設備の改良に関して貸手が補償を支払うという前提条件は削除された。</p>	<p>IFRS第16号の本文自体ではなく、付属する設例の改訂であるため、移行や適用日に関しては言及されていない。</p>

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人

azsa-accounting@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2020 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.